

那霸市公報

第1858号 その1

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那霸市泉崎1丁目1番1号

那霸市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那霸市債権管理条例（納税課）	103
○那霸市動物愛護基金条例（環境衛生課）	112
○那霸市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例（ちやーがんじゅう課）	113
○那霸市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例（ちやーがんじゅう課）	116
○那霸市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（ちやーがんじゅう課）	119
○那霸市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例（ちやーがんじゅう課）	121
○那霸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（こどもみらい課）	124
○那霸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例（こども政策課）	127
○那霸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（こども政策課）	130
○那霸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例（こども政策課）	133
○那霸市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例（ちやーがんじゅう課）	136
○那霸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件等に関する条例（こども政策課）	139
○那霸市職員の育児休業等に関する条例及び那霸市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	142

○那覇市役所支所設置条例の一部を改正する条例（ハイサイ市民課）	146
○那覇市事務分掌条例の一部を改正する条例（企画調整課）	147
○那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（上下水道局総務課）	148
○那覇市火災予防条例の一部を改正する条例（消防局予防課）	150
○那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例（議会事務局議事管理課）	152
○那覇市介護保険高額介護サービス資金貸付基金条例の一部を改正する条例（ちやーがんじゅう課）	154
○那覇市介護保険条例の一部を改正する条例（ちやーがんじゅう課）	155
○那覇市消防手数料条例の一部を改正する条例（消防局予防課）	161
○那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	165
○那覇市手数料条例の一部を改正する条例（建築指導課）	167
○那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（選挙管理委員会事務局）	176
○那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（法制契約課）	180
○那覇市民会館条例を廃止する条例（文化振興課）	184
○那覇市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例（ちやーがんじゅう課）	185
○那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	186
○那覇市税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例（納税課）	189
○那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（国民健康保険課）	217

条 例

那霸市条例第3号
令和6年3月22日
公 布 濟

那霸市債権管理条例をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

那覇市債権管理条例

(目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、当該事務の一層の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする本市の権利をいう。
- (2) 強制徴収債権 市の債権のうち、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく徴収金に係るもの及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (3) 非強制徴収債権 市の債権のうち、強制徴収債権以外のものをいう。

(市長等の責務)

第3条 市長及び上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)は、市の債権を適正に管理しなければならない。

(法令等との関係)

第4条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令、他の条例又はこれらに基づく規則(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程を含む。)に定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(台帳の整備)

第5条 市長等は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳(当該規則で定める事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。)を整備するものとする。

(督促)

第6条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第1項、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第171条その他の法令の規定による督促は、納期限又は履行期

限後30日以内に督促状を発してしなければならない。

(延滞金)

第7条 市長等は、地方自治法第231条の3第1項の規定による督促をした場合において、当該督促に係る市の債権の額が2,000円以上であるときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該市の債権の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に相当する額を延滞金として徴収するものとする。ただし、当該相当する額が1,000円未満であるときは、この限りでない。

- 2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 3 市長等は、規則で定める場合には、第1項に規定する延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(滞納処分)

第8条 市長等は、強制徴収債権について、督促状で指定した期限後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、滞納処分を行わなければならない。

(非強制徴収債権の放棄)

第9条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、非強制徴収債権の全部又は一部を放棄することができる。

- (1) 非強制徴収債権に係る債務者(以下この条において「債務者」という。)が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められるとき。
- (2) 破産法(平成16年法律第75号)、会社更生法(平成14年法律第154号)その他の法令の規定により債務者がその責任を免れたとき。
- (3) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合、全ての相続人が相続放棄をした場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び本市以外の者の権利の金額の合計を超えないと見込まれるとき。
- (4) 地方自治法施行令第171条の2の規定による強制執行等の措置又は同令第

171条の4の規定による債権の申出等の措置をとったにもかかわらず、なお完全に履行されない場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、弁済することができる見込みがないと認められるとき。

- (5) 債務者に失踪、所在不明その他これらに準ずる事情があり、履行される見込みがないと認められるとき。
- (6) 非強制徴収債権について地方自治法施行令第171条の5の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から規則で定める期間を経過した後においてもなお履行させることが著しく困難又は不適当であると認められるとき。
- (7) 非強制徴収債権の存在につき法律上の争いがある場合において、市長等の勝訴の見込みがないと認められるときその他放棄すべき理由があると認められるとき。
- (8) 非強制徴収債権(消滅時効について時効の援用を要するものに限る。)につき消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、徴収の見込みがないと認められるとき(債務者が時効の援用をしない特別の理由があると認められるときを除く。)。

- 2 市長等は、前項の規定により非強制徴収債権を放棄したときは、規則で定める事項を議会に報告しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(延滞金の割合の特例)
- 2 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、

年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(那覇市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例の廃止)

- 3 那覇市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例(1963年那覇市条例第28号)は、廃止する。

(那覇市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例の廃止に伴う経過措置)

- 4 施行日前にした督促につき前項の規定による廃止前の那覇市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例(次項において「廃止条例」という。)第3条の規定により徴収すべき督促手数料については、なお従前の例による。

- 5 施行日前に廃止条例第4条の規定によりその全部を徴収した延滞金については、なお従前の例による。

(那覇市道路占用料徴収条例の一部改正)

- 6 那覇市道路占用料徴収条例(1966年那覇市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(督促手数料及び延滞金)</p> <p>第6条 法第73条第2項の規定による督促手数料及び延滞金については、<u>那覇市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例</u>(1963年那覇市条例第28号)の例による。この場合において、同条例第3条中「100円」とあるのは「20円」と、同条例第4条中「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」と読み替えるものとする。</p>	<p>(督促手数料及び延滞金)</p> <p>第6条 法第73条第2項の規定による督促手数料及び延滞金については、<u>徴収しない</u>。</p>

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正

後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

(那覇市道路占用料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 前項の規定による改正後の那覇市道路占用料徴収条例の規定は、施行日以後にする督促に係る督促手数料及び施行日以後に徴収する延滞金について適用し、施行日前にした督促につき前項の規定による改正前の那覇市道路占用料徴収条例第6条の規定により徴収すべき督促手数料及び施行日前に同条の規定によりその全部を徴収した延滞金については、なお従前の例による。

(那覇市営住宅条例の一部改正)

- 8 那覇市営住宅条例(平成9年那覇市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(督促、延滞金の徴収) 第18条 [略]	(督促、延滞金の徴収) 第18条 [略]
<u>2 市長は、前項の規定により督促状を発した場合においては、督促状1通について100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u>	
<u>3 市長は、入居者がその納付すべき金額を納期限までに納付しない場合においては、那覇市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例(1963年那覇市条例第28号)の例により延滞金額を徴収する。</u>	<u>2 市長は、入居者がその納付すべき金額を納期限までに納付しない場合においては、那覇市債権管理条例(令和6年那覇市条例第3号)第7条第1項及び第2項並びに付則第2項の規定の例により延滞金額を徴収する。</u>
<u>4 [略]</u>	<u>3 [略]</u>
備考	

- 1 第6項の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。
- 2 第6項の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市営住宅条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 施行日前にした督促につき前項の規定による改正前の那覇市営住宅条例(次項において「旧市営住宅条例」という。)第18条第2項の規定により徴収すべき督促手数料については、なお従前の例による。
- 10 第8項の規定による改正後の那覇市営住宅条例第18条第2項の規定は、施行日以後に徴収する延滞金について適用し、施行日前に旧市営住宅条例第18条第3項の規定によりその全部を徴収した延滞金については、なお従前の例による。

(那覇市水道給水条例の一部改正)

- 11 那覇市水道給水条例(平成9年那覇市条例第37号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>(債権の放棄)</u></p> <p><u>第33条 管理者は、次の各号のいづれか</u> <u>に該当するときは、料金及び遅延損害</u> <u>金に係る債権を放棄することができ</u> <u>る。</u></p> <p><u>(1) 当該債権につき、消滅時効の起</u> <u>算日から5年を経過したとき(債務</u> <u>者が時効を援用しない特別の理由</u> <u>があるものを除く。)。</u></p> <p><u>(2) 債務者が死亡し、その相続につ</u> <u>いて限定承認があった場合におい</u> <u>て、その相続財産の価額が強制執行</u> <u>をした場合の費用並びに他の優先</u> <u>して弁済を受ける債権及び本市以</u> <u>外の者の権利の金額の合計額を超</u> <u>えないと見込まれるとき。</u></p> <p><u>(3) 破産法(平成16年法律第75号)第</u></p>	<p><u>第33条 削除</u></p>

253条第1項、会社更生法(平成14年法律第154号)第204条第1項その他
の法令の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。

備考 第6項の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市立認定こども園条例の一部改正)

12 那覇市立認定こども園条例(平成27年那覇市条例第50号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給食費)</p> <p>第11条 [略]</p> <p><u>2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の給食費に係る債権を放棄することができる。</u></p> <p>(1) <u>債務者が著しい生活困窮状態(生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。)にあり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められるとき。</u></p> <p>(2) <u>破産法(平成16年法律第75号)その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。</u></p> <p>(3) <u>当該債権につき、消滅時効の起算日から5年を経過したとき(債務者が当該債権について支払いの意思を示し、若しくは支払いを行ったとき、又は債務者が時効を援用しない特別</u></p>	<p>(給食費)</p> <p>第11条 [略]</p>

の理由があるときを除く。)。

(4) 債務者の死亡、所在不明その他これらに準ずる事情があり、当該債権について徴収の見込みがないと認められるとき。

(5) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける本市の債権及び本市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

備考 第6項の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。

那覇市条例第4号
令和6年3月22日
公 布 濟

那覇市動物愛護基金条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市動物愛護基金条例

(設置)

第1条 動物の愛護に関する施策の推進を図るため、那覇市動物愛護基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第5号
令和6年3月22日
公 布 濟

那覇市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例

那覇市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第46号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。次条において「法」という。)

第65条第1項の規定に基づき、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び厚生労働省令(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年厚生労働省令第107号。次条において「基準省令」という。)その他の法第65条第2項の規定に基づく厚生労働省令(軽費老人ホームに係るものに限る。)をいう。次条において同じ。)において使用する用語の例による。

(設備及び運営に関する基準)

第3条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、厚生労働省令に定める基準の例による。この場合において、基準省令第9条第2項中「二年間」とあるのは、「五年間」とする。

(消防関係法令への適合等)

第4条 軽費老人ホームの施設は、消防関係法令に適合しているものでなければならない。

2 軽費老人ホームの建物は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 昭和56年6月1日以後に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項の規定による確認済証の交付を受けた建物であって、同法第7条第5項の規定による検査済証の交付を受けたもの

(2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第22条第2項の認定を受けている建物

(体制の構築等)

第5条 軽費老人ホームは、常に地域社会との連携が図られ、非常災害時において地

域住民の協力が得られる体制の構築に努めなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、食料、飲料水、日用品、救急用具その他の非常災害時において必要となるものの備蓄に努めなければならない。

(暴力団の排除)

第6条 軽費老人ホームを設置する者(次項において「軽費老人ホーム設置者」という。)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団(第3項において「暴力団」という。)であってはならない。

- 2 軽費老人ホーム設置者の役員及び軽費老人ホームの従業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号の暴力団員(次項において「暴力団員」という。)であってはならない。

- 3 軽費老人ホームは、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第6号
令和6年3月22日
公 布 濟

那覇市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例

那覇市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年
那覇市条例第48号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)第17条第1項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び厚生労働省令(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号。次条において「基準省令」という。)その他の法第17条第2項の規定に基づく厚生労働省令(特別養護老人ホームに係るものに限る。)をいう。次条において同じ。)において使用する用語の例による。

(設備及び運営に関する基準)

第3条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、厚生労働省令に定める基準の例による。この場合において、基準省令第9条第2項中「二年間」とあるのは「五年間」と、基準省令第11条第4項第1号イ中「入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人」とあるのは「市長が特別な事情があると認める場合は、四人以下」とする。

(消防関係法令への適合等)

第4条 特別養護老人ホームの施設は、消防関係法令に適合しているものでなければならない。

2 特別養護老人ホームの建物は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 昭和56年6月1日以後に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項の規定による確認済証の交付を受けた建物であって、同法第7条第5項の規定による検査済証の交付を受けたもの

(2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第22条第2項の認定を受けている建物

(体制の構築等)

第5条 特別養護老人ホームは、常に地域社会との連携が図られ、非常災害時において地域住民の協力が得られる体制の構築に努めなければならない。

2 特別養護老人ホームは、食料、飲料水、日用品、救急用具その他の非常災害時において必要となるものの備蓄に努めなければならない。

(暴力団の排除)

第6条 特別養護老人ホームを設置する者(次項において「特別養護老人ホーム設置者」という。)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団(第3項において「暴力団」という。)であってはならない。

2 特別養護老人ホーム設置者の役員及び特別養護老人ホームの従業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号の暴力団員(次項において「暴力団員」という。)であってはならない。

3 特別養護老人ホームは、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別養護老人ホームの建物に関する経過措置)

2 第4条第2項の規定は、この条例の施行の日前に受けた法第15条第4項の認可に係る建物については、当分の間、適用しない。

那覇市条例第7号
令和6年3月22日
公 布 濟

那覇市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例

那覇市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成24年那覇市条例第54号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第86条
第1項並びに第88条第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の
人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び厚
生労働省令(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年
厚生省令第39号。次条において「基準省令」という。)その他の法第88条第3項の
規定に基づく厚生労働省令をいう。次条において同じ。)において使用する用語の
例による。

(人員、設備及び運営に関する基準)

第3条 指定介護老人福祉施設の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、この條
例に定めるもののほか、厚生労働省令に定める基準の例による。この場合におい
て、基準省令第3条第1項第1号イ中「入所者への指定介護福祉施設サービスの提供
上必要と認められる場合は、二人」とあるのは「市長が特別な事情があると認め
る場合は、四人以下」と、基準省令第37条第2項中「二年間」とあるのは「五年間」
とする。

(法第86条第1項の条例で定める数)

第4条 法第86条第1項の条例で定める数は、30人以上とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第8号
令和6年3月22日
公 布 濟

那覇市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例

那覇市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第55号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第97条第1項から第3項までの規定に基づき、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び厚生労働省令(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号。次条において「基準省令」という。)その他の法第97条第4項の規定に基づく厚生労働省令をいう。次条において同じ。)において使用する用語の例による。

(人員、施設及び設備並びに運営に関する基準)

第3条 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、厚生労働省令に定める基準の例による。この場合において、基準省令第38条第2項中「二年間」とあるのは、「五年間」とする。

(消防関係法令への適合等)

第4条 介護老人保健施設の施設は、消防関係法令に適合しているものでなければならない。

2 介護老人保健施設の建物は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 昭和56年6月1日以後に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項の規定による確認済証の交付を受けた建物であって、同法第7条第5項の規定による検査済証の交付を受けたもの

(2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第22条第2項の認定を受けている建物

(体制の構築等)

第5条 介護老人保健施設は、常に地域社会との連携が図られ、非常災害時において地域住民の協力が得られる体制の構築に努めなければならない。

2 介護老人保健施設は、食料、飲料水、日用品、救急用具その他の非常災害時において必要となるものの備蓄に努めなければならない。

(暴力団の排除)

第6条 介護老人保健施設の開設者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団(第3項において「暴力団」という。)又は同条第6号の暴力団員(次項及び第3項において「暴力団員」という。)であつてはならない。

2 介護老人保健施設の開設者の役員及び介護老人保健施設の従業者は、暴力団員であつてはならない。

3 介護老人保健施設は、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(介護老人保健施設の建物に関する経過措置)

2 第4条第2項の規定は、この条例の施行の日前に受けた法第94条第1項の許可に係る建物については、当分の間、適用しない。

那覇市条例第9号
令和6年3月22日
公 布 濟

那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例

那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第68号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。次条において「法」という。)第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び内閣府令等(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。第4条において「基準省令」という。)その他の法第45条第2項の規定に基づく内閣府令及び厚生労働省令をいう。第4条において同じ。)において使用する用語の例による。

(市長による勧告)

第3条 市長は、那覇市こども政策審議会の意見を聴き、児童福祉施設に対し、この条例に定める基準を超えて、その設備及び運営の質を向上させるよう勧告することができる。

(設備及び運営に関する基準)

第4条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、内閣府令等に定める基準の例による。この場合において、基準省令第4条第1項中「向上させなければ」とあるのは「向上させるよう努めなければ」と、基準省令第14条の3第3項中「指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない」とあるのは「、指導を受けた場合は当該指導に従つて必要な改善を行わなければならず、助言を受けた場合は当該助言に従つて必要な改善を行うよう努めるものとする」と、基準省令第32条第2号(基準省令第30条第1項において準用する場合を含む。)中「一・六五平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」とする。

(暴力団の排除)

第5条 児童福祉施設の設置者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法

律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団(第3項において「暴力団」という。)又は同条第6号の暴力団員(次項及び第3項において「暴力団員」という。)であつてはならない。

- 2 児童福祉施設の設置者の役員及び児童福祉施設の従業者は、暴力団員であつてはならない。
- 3 児童福祉施設は、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第10号
令和6年3月22日
公 布 濟

那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例

那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第38号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。次条において「法」という。)第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び内閣府令(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)その他の法第34条第3項及び第46条第3項の規定に基づく内閣府令をいう。次条において同じ。)において使用する用語の例による。

(運営に関する基準)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、内閣府令に定める基準の例による。

(暴力団の排除)

第4条 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団(第3項において「暴力団」という。)又は同条第6号の暴力団員(次項及び第3項において「暴力団員」という。)であってはならない。

- 2 特定教育・保育施設の設置者の役員及び特定地域型保育事業者の役員並びに特定教育・保育施設の従業者及び特定地域型保育事業所の従業者は、暴力団員であってはならない。
- 3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業は、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第11号
令和6年3月22日
公 布 濟

那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例

那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第39号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び内閣府令等(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。第4条において「基準省令」という。)その他の法第34条の16第2項の規定に基づく内閣府令及び厚生労働省令をいう。第4条において同じ。)において使用する用語の例による。

(市長による勧告)

第3条 市長は、那覇市こども政策審議会の意見を聴き、家庭的保育事業者等に対し、この条例に定める基準を超えて、その設備及び運営の質を向上させるよう勧告することができる。

(設備及び運営に関する基準)

第4条 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、内閣府令等に定める基準の例による。この場合において、基準省令第4条第1項中「向上させなければ」とあるのは「向上させるよう努めなければ」と、基準省令第21条第2項中「指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない」とあるのは「、指導を受けた場合は当該指導に従って必要な改善を行わなければならず、助言を受けた場合は当該助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする」と、基準省令第43条第2号中「一・六五平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」とする。

(暴力団の排除)

第5条 家庭的保育事業者等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団(第3項において「暴力団」という。)又

は同条第6号の暴力団員(次項及び第3項において「暴力団員」という。)であってはならない。

- 2 家庭的保育事業者等の役員及び従業者は、暴力団員であってはならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(保育所型事業所内保育事業所の乳児室の面積に関する経過措置)
- 2 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日(平成27年4月1日)(以下「整備法施行日」という。)の前日までに雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第88号)第1条の規定による改正前の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第116条第3項の事業所内保育施設設置・運営等支援助成金を受けて設置し、又は整備した同項第1号イの対象保育施設(利用定員が20人以上のものに限る。)が整備法施行日後に法第34条の15第2項の認可を得て保育所型事業所内保育事業所となる場合の第4条の規定の適用については、当分の間、同条中「、基準省令第43条第2号中「一・六五平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」とする」とあるのは、「する」とする。
- 3 前項の規定は、整備法施行日以後に新たに増築又は改築の工事に着手する場合については、適用しない。

那覇市条例第12号
令和6年3月22日
公 布 濟

那覇市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例

那覇市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第42号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。次条において「法」という。)第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び主務省令(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。第4条において「基準省令」という。)その他の法第13条第2項の規定に基づく主務省令をいう。第4条において同じ。)において使用する用語の例による。

(市長による勧告)

第3条 市長は、那覇市こども政策審議会の意見を聴き、幼保連携型認定こども園に対し、この条例に定める基準を超えて、その設備及び運営の質を向上させるよう勧告することができる。

(設備及び運営に関する基準)

第4条 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、主務省令に定める基準の例による。この場合において、基準省令第7条第6項第1号及び附則第4条第1項の表第七条第六項の項中「一・六五平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」と、基準省令第13条第1項において準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下この条において「児童福祉基準」という。)第4条第1項中「向上させなければ」とあるのは「向上させるよう努めなければ」と、基準省令第13条第1項において準用する児童福祉基準第14条の3第3項中「指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない」とあるのは「、指導を受けた場

合は当該指導に従って必要な改善を行わなければならず、助言を受けた場合は当該助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする」とする。

(暴力団の排除)

第5条 幼保連携型認定こども園の設置者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団(第3項において「暴力団」という。)であってはならない。

- 2 幼保連携型認定こども園の設置者の役員及び幼保連携型認定こども園の従業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号の暴力団員(次項において「暴力団員」という。)であってはならない。
- 3 幼保連携型認定こども園は、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第13号
令和6年3月22日
公 布 濟

那覇市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例
をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例

那覇市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
(平成30年那覇市条例第3号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。次条において「法」という。)

第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び厚生労働省令(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号。次条において「基準省令」という。)その他の法第111条第4項の規定に基づく厚生労働省令をいう。次条において同じ。)において使用する用語の例による。

(人員、施設及び設備並びに運営に関する基準)

第3条 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、厚生労働省令に定める基準の例による。この場合において、基準省令第42条第2項中「二年間」とあるのは、「五年間」とする。

(消防関係法令への適合等)

第4条 介護医療院の施設は、消防関係法令に適合しているものでなければならない。

2 介護医療院の建物は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。
(1) 昭和56年6月1日以後に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項の規定による確認済証の交付を受けた建物であつて、同法第7条第5項の規定による検査済証の交付を受けたもの

(2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第22条第2項の認定を受けている建物

(体制の構築等)

第5条 介護医療院は、常に地域社会との連携が図られ、非常災害時において地域住

民の協力が得られる体制の構築に努めなければならない。

- 2 介護医療院は、食料、飲料水、日用品、救急用具その他の非常災害時において必要となるものの備蓄に努めなければならない。

(暴力団の排除)

第6条 介護医療院の開設者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団(第3項において「暴力団」という。)又は同条第6号の暴力団員(次項及び第3項において「暴力団員」という。)であってはならない。

- 2 介護医療院の開設者の役員及び介護医療院の従業者は、暴力団員であってはならない。
- 3 介護医療院は、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第14号
令和6年3月22日
公 布 濟

那覇市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件等に関する条例
をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件等に関する条例

那覇市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例
(平成31年那覇市条例第4号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。次条及び第4条において「法」という。)第3条第1項及び第3項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び主務大臣告示(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。第4条及び第5条において「基準告示」という。)その他の法第3条第2項及び第4項の規定に基づき主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準をいう。第4条において同じ。)において使用する用語の例による。

(市長による勧告)

第3条 市長は、那覇市こども政策審議会の意見を聴き、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に対し、この条例に定める基準を超えて、その設備及び運営の質を向上させるよう勧告することができる。

(認定の要件)

第4条 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件は、この条例に定めるもののほか、法第3条第2項各号及び第4項各号並びに主務大臣告示に定める基準の例による。この場合において、基準告示第四の九中「一・六五平方メートル」とあるのは、「三・三平方メートル」とする。

(調理員)

第5条 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、満3歳以上の子どものみが在籍する幼保連携型認定こども園以外

の認定こども園については、基準告示第四の七ただし書に規定する方法により食事の提供を行う場合に限り、調理員を置かないことができる。

(食事)

第6条 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は、子どもに食事を提供するときは、その献立を、できる限り、変化に富み、子どもの健全な発育に必要な栄養量を含有するものとしなければならない。

- 2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入園している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 4 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は、子どもの健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(暴力団の排除)

第7条 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設置者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団(第3項において「暴力団」という。)又は同条第6号の暴力団員(次項及び第3項において「暴力団員」という。)であってはならない。

- 2 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設置者の役員及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の従業者は、暴力団員であってはならない。
- 3 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第15号
令和6年3月22日
公 布 濟

那覇市職員の育児休業等に関する条例及び那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市職員の育児休業等に関する条例及び那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(那覇市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 那覇市職員の育児休業等に関する条例(平成4年那覇市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 給与条例第26条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員<u>（地方公務員法第22条の2第1項の会計年度任用職員を除く。）</u>のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 給与条例第26条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。

(那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年那覇市条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 各種手当 初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び<u>期末手当</u>をいう。</p> <p>(6)～(7) [略]</p> <p>(給与)</p> <p>第3条 会計年度任用職員の給与は、フルタイム職員にあっては給料及び各種手当、パートタイム職員にあっては報酬(基本</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 各種手当 初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当</u>及び<u>勤勉手当</u>をいう。</p> <p>(6)～(7) [略]</p> <p>(給与)</p> <p>第3条 会計年度任用職員の給与は、フルタイム職員にあっては給料及び各種手当、パートタイム職員にあっては報酬(基本</p>

<p>報酬及び手当相当報酬をいう。以下同じ。)及び期末手当とする。</p>	<p>報酬及び手当相当報酬をいう。以下同じ。)、期末手当及び勤勉手当とする。</p>
<p>2~3 [略] (フルタイム職員の給与の支給等)</p>	<p>2~3 [略] (フルタイム職員の給与の支給等)</p>
<p>第10条 フルタイム職員の給与に関する次に掲げる事項については、常勤職員等の例による。ただし、給与条例第3条中「その他勤務しないことにつき特に承認があった場合」とあるのは、「有給の休暇による場合その他規則で定める場合」とする。</p>	<p>第10条 [略]</p>
<p>(1)~(3) [略] (4) 各種手当(期末手当を除く。)の支給に関する事項 (フルタイム職員の期末手当)</p>	<p>(1)~(3) [略] (4) 各種手当(期末手当及び勤勉手当を除く。)の支給に関する事項 (フルタイム職員の期末手当)</p>
<p>第11条 給与条例第26条から第26条の3まで<u>の規定(第26条第2項及び第4項を除く。)</u>は、規則で定めるフルタイム職員について準用する。</p>	<p>第11条 給与条例第26条から第26条の3まで(<u>第26条第2項及び第4項を除く。</u>)の規定は、規則で定めるフルタイム職員について準用する。</p>
<p>2 [略] 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの同項の基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した<u>職員</u>にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において<u>職員</u>が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</p>	<p>2 [略] 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの同項の基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した<u>フルタイム職員</u>にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。 <u>(フルタイム職員の勤勉手当)</u></p>
	<p>第11条の2 フルタイム職員の勤勉手当は、<u>5月31日及び11月30日(以下この項及び第3項においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム職員(基準日の属する月に退職し、又は死亡したフルタイム職員を含む。)のうち規則で定めるものに対し、それぞれ基準日の翌日から起算して15日を超えない範囲内において規則で定める日に支給する。</u> 2 <u>フルタイム職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定めるところにより任命権者が定める割合を乗じて得た額</u></p>

<p>(パートタイム職員の期末手当)</p> <p>第16条 第11条の規定は、パートタイム職員の期末手当について準用する。この場合において、同条第3項中「において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「における報酬の額で規則で定めるもの」と読み替えるものとする。</p>	<p>とする。この場合において、フルタイム職員の勤勉手当の総額は、当該フルタイム職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡したフルタイム職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>4 勤勉手当の不支給及び支給の一時差止めは、常勤職員等の例による。</p> <p>(パートタイム職員の期末手当及び勤勉手当)</p> <p>第16条 第11条の規定はパートタイム職員の期末手当に、第11条の2の規定はパートタイム職員の勤勉手当について準用する。この場合において、第11条第3項及び第11条の2第3項中「において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「における規則で定める額」と読み替えるものとする。</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none">改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

那覇市条例第16号
令和6年3月22日
公 布 濟

那覇市役所支所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市役所支所設置条例の一部を改正する条例

那覇市役所支所設置条例(1954年那覇市条例第57号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
第2条 支所の名称、位置及び所管区域は、 次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>那覇市役所 真和志支所</td><td>那覇市寄宮2 丁目32番1号</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	名称	位置	所管区域	[略]			那覇市役所 真和志支所	那覇市寄宮2 丁目32番1号	[略]	第2条 [略] <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>那覇市役所 真和志支所</td><td>那覇市与儀1 丁目3番21号</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	名称	位置	所管区域	[略]			那覇市役所 真和志支所	那覇市与儀1 丁目3番21号	[略]
名称	位置	所管区域																	
[略]																			
那覇市役所 真和志支所	那覇市寄宮2 丁目32番1号	[略]																	
名称	位置	所管区域																	
[略]																			
那覇市役所 真和志支所	那覇市与儀1 丁目3番21号	[略]																	
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。																			

付 則

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

那覇市条例第17号
令和6年3月22日
公 布 濟

那覇市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市事務分掌条例の一部を改正する条例

那覇市事務分掌条例(1966年那覇市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第2条 [略] 2~9 [略] 10 まちなみ共創部の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)~(7) [略]	第2条 [略] 2~9 [略] 10 [略] (1)~(7) [略] <u>(8) 那覇軍港の跡地の利用に関すること。</u>

備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則
この条例は、令和6年4月1日から施行する。

那覇市条例第18号
令和6年3月22日
公 布 濟

那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(1967年那覇市条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(非常勤職員の給与) 第19条 職員以外の企業職員(以下「非常勤職員」という。)の給与は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与とし、給与の額その支給に関し必要な事項は、職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して管理者が定めるものとする。 (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員 報酬(給料に相当する報酬並びに特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬をいう。)及び期末手当 (2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員 給料並びに特殊勤務手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、宿日直手当及び退職手当 (3) [略]	(非常勤職員の給与) 第19条 職員以外の企業職員(以下「非常勤職員」という。)の給与は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与とし、給与の額 <u>及び</u> その支給に関し必要な事項は、職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して管理者が定めるものとする。 (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員 報酬(給料に相当する報酬並びに特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬をいう。)、 <u>期末手当及び勤勉手当</u> (2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員 給料並びに特殊勤務手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、 <u>勤勉手当</u> 、宿日直手当及び退職手当 (3) [略]
備考	1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正後部分に対応する改正部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

那覇市条例第19号
令和6年3月22日
公 布 濟

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例

那覇市火災予防条例(昭和47年那覇市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(屋内消火栓設備に関する基準) 第37条 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物のうち、 <u>次に該当するもの</u> には、屋内消火栓設備を設けなければならない。	(屋内消火栓設備に関する基準) 第37条 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物のうち、 <u>次の各号に掲げる防火対象物の区分に応じ当該各号に定める延べ面積を有するもの</u> には、屋内消火栓設備を設けなければならない。
(1) 主要構造部(建築基準法第2条第5号の主要構造部をいう。以下同じ。)を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料、準不燃材料又は難燃材料でした防火対象物にあっては、延べ面積が3,000平方メートル以上のもの	(1) 特定主要構造部(建築基準法第2条第9号の2イの特定主要構造部をいう。次号アにおいて同じ。)を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料、準不燃材料又は難燃材料でした防火対象物 3,000平方メートル以上
(2) 主要構造部を耐火構造とした前号以外の防火対象物又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料、準不燃材料又は難燃材料でした防火対象物にあっては、延べ面積が2,000平方メートル以上のもの	(2) 次のいずれかに該当する防火対象物 2,000平方メートル以上 ア 特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物であって、前号に掲げるものの以外のもの イ 建築基準法第2条第9号の3イ又はロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料、準不燃材料又は難燃材料でした防火対象物
(3) 前2号以外の防火対象物にあっては、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの	(3) 前2号に掲げる防火対象物以外の防火対象物 1,000平方メートル以上
2~4 [略]	2~4 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

那覇市条例第20号
令和6年3月22日
公 布 濟

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例

那覇市議会委員会条例(昭和47年那覇市条例第83号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(常任委員会の名称、委員定数、その所管事項及び所属) 第2条 [略] 2~3 [略]	(常任委員会の名称、委員定数、その所管事項及び所属) 第2条 [略] 2~3 [略]
(秩序保持に関する措置) 第22条 委員会において法、 <u>那覇市議会会議規則(昭和47年那覇市議会規則第3号)</u> <u>又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消せることができる。</u>	<u>4 前項の規定により議長が常任委員会の委員とならない場合における当該常任委員会の委員の定数は、第1項の表の定数から1人を減じた人数とする。</u> (秩序保持に関する措置) 第22条 委員会において法、 <u>那覇市議会基本条例(平成24年那覇市条例第78号)</u> 、 <u>那覇市議会議員政治倫理条例(令和5年那覇市条例第26号)</u> 、この条例若しくは <u>那覇市議会会議規則(昭和47年那覇市議会規則第3号)</u> の規定の趣旨に反し、又は委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消せることができる。
2~3 [略]	2~3 [略]
備考	
1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第21号
令和6年3月22日
公 布 濟

那覇市介護保険高額介護サービス資金貸付基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市介護保険高額介護サービス資金貸付基金条例の一部を改正する条例

那覇市介護保険高額介護サービス資金貸付基金条例(平成12年那覇市条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(基金の額) 第2条 基金の額は、 <u>2,000</u> 万円とする。	(基金の額) 第2条 基金の額は、 <u>1,000</u> 万円とする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第22号
令和6年3月22日
公 布 濟

那覇市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市介護保険条例の一部を改正する条例

那覇市介護保険条例(平成12年那覇市条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保険料率)</p> <p>第6条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条に規定する基準に基づき算定するものとし、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する<u>第1号被保険者</u>をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 4 1,256円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 6 1,884円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 6 1,884円</p> <p>(4)～(5) [略]</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 92,42 4円 ア [略] イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 103,1 40円 ア [略] イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第6条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条に規定する基準に基づき算定するものとし、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する<u>第一号被保険者</u>をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 3 7,548円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 5 6,532円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 5 6,940円</p> <p>(4)～(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>ア [略] イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、<u>第13号イ、第14号イ又は第15号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(7) [略]</p> <p>ア [略] イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分</p>

による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 123,768円

ア [略]

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 132,024円

ア 合計所得金額が320万円以上400万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 148,524円

ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を

による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)

(8) [略]

ア [略]

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 140,280円

ア 合計所得金額が320万円以上420万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 156,780円

ア 合計所得金額が420万円以上520万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を

必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 173, 280円

ア 合計所得金額が520万円以上620万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 173, 280円

ア 合計所得金額が600万円以上1,000万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 198, 036円

ア 合計所得金額が620万円以上720万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 214, 536円

ア 合計所得金額が720万円以上1,000万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を

		<u>除く。)次号イ又は第15号イに該当する者を除く。)</u>
(12) 次のいずれかに該当する者 <u>189,780円</u> アヘイ [略]	(14) 次のいずれかに該当する者 <u>231,036円</u> アヘイ [略]	
(13) 次のいずれかに該当する者 <u>198,036円</u> アヘイ [略]	(15) 次のいずれかに該当する者 <u>239,292円</u> アヘイ [略]	
(14) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>206,280円</u>	(16) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>247,536円</u>	
2 前項第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和3年度から令和5年度まで</u> における保険料率は、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に該当する者 <u>24,756円</u> (2) 前項第2号に該当する者 <u>41,256円</u> (3) 前項第3号に該当する者 <u>57,768円</u> (賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得又は喪失等があった場合の取扱い)	2 前項第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和6年度から令和8年度まで</u> における保険料率は、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に該当する者 <u>23,520円</u> (2) 前項第2号に該当する者 <u>40,020円</u> (3) 前項第3号に該当する者 <u>56,532円</u> (賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得又は喪失等があった場合の取扱い)	
第8条 [略]	第8条 [略]	
2 [略]	2 [略]	
3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、口若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。	3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、口若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第13号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。	
4 [略]	4 [略]	

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の那覇市介護保険条例の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

那霸市条例第23号
令和6年3月22日
公 布 濟

那霸市消防手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

那覇市消防手数料条例の一部を改正する条例

那覇市消防手数料条例(平成12年那覇市条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記] [別表第3 別記]	[別表第1 別記] [別表第3 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の那覇市消防手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表第1(第4条関係)

手数料を納付すべき者	区分	手数料の額
[略]		
(2) 消防法 第11条 第1項 前段の規定による設置の許可を受けようとする者	貯蔵所	[略]
	浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならないもの及び浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち同規則第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの
		118万円 141万円 159万円 195万円 227万円 455万円 582万円 707万円
	[略]	

[略]	[略]
[略]	[略]

[改正後 別記]

別表第1(第4条関係)

手数料を納付すべき者	区分	手数料の額
[略]		
(2) 消防法 第11条 貯蔵所 第1項 前段の規定による設置の許可を受けようとする者	浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならないもの及び浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち同規則第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの
	[略]	
	[略]	
[略]		

[改正前 別記]

別表第3(第4条関係)

手数料を納付すべき者	区分	手数料の額(1人当たり)
市内の事業所に勤務する者で市内に住所を有するもの又は市外の事業所に勤務する者で市内に住所を有するもの	[略] 自衛消防業務新規講習 自衛消防業務再講習	1万5,000円 1万3,000円
市内の事業所に勤務する者で市外に住所を有するもの	[略] 自衛消防業務新規講習 自衛消防業務再講習	1万7,000円 1万5,000円
市外の事業所に勤務する者で市外に住所を有するもの	[略] 自衛消防業務新規講習 自衛消防業務再講習	2万2,000円 1万9,000円

[略]

[改正後 別記]

別表第3(第4条関係)

手数料を納付すべき者	区分	手数料の額 (1人当たり)
市内の事業所に勤務する者で市内に住所を有するもの又は市外の事業所に勤務する者で市内に住所を有するもの	[略]	
	自衛消防業務新規講習	<u>1万1,000円</u>
	自衛消防業務再講習	<u>9,000円</u>
市内の事業所に勤務する者で市外に住所を有するもの	[略]	
	自衛消防業務新規講習	<u>1万3,000円</u>
	自衛消防業務再講習	<u>1万1,000円</u>
市外の事業所に勤務する者で市外に住所を有するもの	[略]	
	自衛消防業務新規講習	<u>1万8,000円</u>
	自衛消防業務再講習	<u>1万5,000円</u>
[略]		

那覇市条例第24号
令和6年3月22日
公 布 濟

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成14年那覇市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(感染症防疫作業手当)</p> <p>第6条 感染症防疫作業手当は、職員が規則で定める感染症(以下「感染症」という。)の患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は汚染の疑いのある物件若しくは場所の消毒その他の処理作業に従事したときに、従事した日1日につき、290円を支給する。</p> <p>付 則</p> <p>4 職員が<u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)</u>から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業で規則で定めるものに従事したときは、第6条の規定にかかわらず、従事した日1日につき、4,000円を超えない範囲内で規則で定める額の感染症防疫作業手当を支給する。</p>	<p>(感染症防疫作業手当)</p> <p>第6条 感染症防疫作業手当は、職員が規則で定める感染症の患者若しくは<u>当該規則で定める感染症の疑いのある患者の救護又は汚染の疑いのある物件若しくは場所の消毒その他の処理作業に従事したときに、従事した日1日につき、290円を支給する。</u></p> <p>付 則</p> <p>4 職員が<u>新型インフルエンザ等感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症で市長が認めるものをいう。)又はこれに相当するものとして市長が認める感染症</u>から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業で規則で定めるものに従事したときは、第6条の規定にかかわらず、従事した日1日につき、4,000円を超えない範囲内で規則で定める額の感染症防疫作業手当を支給する。</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第25号
令和6年3月22日
公 布 濟

那覇市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
[別表第4 別記]	[別表第4 別記]
備考	
1 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。 4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 5 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にあらる全ての条名等を順次示したものとする。	

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定、別表第4第5項の改正規定(同項(2)の号の改正規定を除く。)及び同表第6項(4)の号の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の別表第4第5項(1)の号及び同表第6項(4)の号の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に申請を受理した審査の事務の手数料について適用し、同日前に申請を受理した審査の事務の手数料については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表第1(第2条関係)

民生及び税務に関するもの

- [略]
- 戸籍法(昭和22年法律第224号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)～(2)	[略]		
(3)	法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しく	[略]	

は抄本の交付又は法第120条第1項、第120条の2第1項 若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付	
(4) [略]	
(5)	法第48条第1項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付
(6)	[略]
	[略] 1件につき350円

3~5 [略]

6 介護保険法(平成9年法律第123号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)~(22) [略]			
(23)	健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第107条の2第1項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請に対する審査	指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料	1件につき17,000円

7~8 [略]

[改正後 別記]

別表第1(第2条関係)

民生及び税務に関するもの

1 [略]

2 [略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)~(2) [略]			
(3)	法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸	戸籍電子証明書提供用識別符号の交付手数料	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円

	籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)		
(4)	法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付	[略]	
(5)	[略]		
(6)	法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	除籍電子証明書提供用識別符号の交付手数料	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円
(7)	法第48条第1項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	[略]	
(8)	[略]	[略]	書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき350円

3~5 [略]

6 [略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)~(22)	[略]		

7~8 [略]

[改正前 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1~4 [略]

5 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	[略]	[略]	申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる戸数又は床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(当該申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額) ア 住戸 (ア)～(ケ) [略] イ～エ [略]
(2)	法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(住宅以外の用途に供する部分については建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関を兼ねるものに限る。)又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「評価機関等」という。)による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査	[略]	
[略]			

備考

- 1 「標準入力法又は主要室入力法の場合」とは、法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合するものとして、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第1項第1号イに定める基準の適合を確認する方法により算定し、提出された場合をいう。
 - 2 [略]
- 6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この項において「法」という。)

に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
[略]			
(3)	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u> (平成28年国土交通省令第5号)第11条に規定する軽微な変更に関する証明書の交付	[略]	[略]
(4)	[略]		<p>申請に係る建築物(法第34条第3項の他の建築物を含む。)の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(当該申請に併せて法第35条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額)</p> <p>ア <u>非住宅部分(基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)</u> <u>(ア)～(キ) [略]</u></p> <p>イ <u>非住宅部分(基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)</u> <u>(ア)～(キ) [略]</u></p> <p>ウ <u>住宅部分(共同住宅に係るものを除く。)</u> <u>(ア)～(イ) [略]</u></p> <p>エ <u>住宅部分(共同住宅に係るものに限る。)</u> <u>(ア)～(エ) [略]</u></p>
[略]			

備考

- 1 「評価対象床面積」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項の床面積から工場等部分の床面積を除いたもの(増築又は改築の場合で既存の部分の設計一次エネルギー消費量(基準省令第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。)の評価を行わないときは、当該既存の部分に係る床面積は除く。)をいう。

2～6 [略]

7～8 [略]

[改正後 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1~4 [略]

5 [略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	[略]	[略]	<p>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第10条第2号イ(1)又はロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された住戸 (ア)～(ケ) [略]</p> <p>イ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとして申請された住戸 (ア) 1戸のもの 11,000円 (イ) 2戸から5戸までのもの 22,000円 (ウ) 6戸から10戸までのもの 33,000円 (エ) 11戸から25戸までのもの 47,000円 (オ) 26戸から50戸までのもの 72,000円 (カ) 51戸から100戸までのもの 110,000円 (キ) 101戸から200戸までのもの 158,000円 (ク) 201戸から300戸までのもの 205,000円 (ケ) 301戸以上のもの 229,000円 ウ～オ [略]</p>
(2)	法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅		[略]

<p>性能評価機関(住宅以外の用途に供する部分については建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関を兼ねるものに限る。)又は<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「評価機関等」という。)による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査</p>	
[略]	

備考

- 1 「標準入力法又は主要室入力法の場合」とは、法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合するものとして、基準省令第1条第1項第1号イに定める基準の適合を確認する方法により算定し、提出された場合をいう。
- 2 [略]
- 6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
[略]			
(3)	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u> (平成28年国土交通省令第5号)第11条に規定する軽微な変更に関する証明書の交付	[略]	[略]
(4)	[略]		<p>[略]</p> <p>ア <u>基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)</u> <u>に定める基準(同号の工場等にあっては、同号ロ(1)に定める基準)に適合するものとして申請された非住宅部分</u> (ア)～(キ) [略]</p> <p>イ <u>基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)</u> <u>に定める基準(同号の工場等にあっては、同号ロ(2)に定める基準)に適合するものとして申請された非住宅部分</u> (ア)～(キ) [略]</p> <p>ウ <u>基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)</u> <u>に定める基準に適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅に係るもの)</u></p>

		<p>除く。)</p> <p>(ア)～(イ) [略]</p> <p><u>エ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)</u> <u>に定める基準に適合するものとして申請</u> <u>された住宅部分(共同住宅に係るもの)</u> <u>除く。)</u></p> <p>(ア) <u>200平方メートル未満のもの 18,</u> <u>000円</u></p> <p>(イ) <u>200平方メートル以上のもの 19,</u> <u>000円</u></p> <p><u>オ 基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)</u> <u>に定める基準に適合するものとして申請</u> <u>された住宅部分(共同住宅に係るものに</u> <u>限る。)</u></p> <p>(ア)～(エ) [略]</p> <p><u>カ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)</u> <u>に定める基準に適合するものとして申請</u> <u>された住宅部分(共同住宅に係るものに</u> <u>限る。)</u></p> <p>(ア) <u>300平方メートル未満のもの 33,</u> <u>000円</u></p> <p>(イ) <u>300平方メートル以上2,000平方メ</u> <u>ートル未満のもの 55,000円</u></p> <p>(ウ) <u>2,000平方メートル以上5,000平方</u> <u>メートル未満のもの 98,000円</u></p> <p>(エ) <u>5,000平方メートル以上のもの 1</u> <u>48,000円</u></p>
[略]		

備考

1 「評価対象床面積」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項の床面積から工場等部分の床面積を除いたもの(増築又は改築の場合で既存の部分の設計一次エネルギー消費量(基準省令第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。)の評価を行わないときは、当該既存の部分に係る床面積は除く。)をいう。

2～6 [略]

7～8 [略]

那覇市条例第26号
令和6年3月22日
公 布 濟

那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和3年那覇市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下この条において「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約(以下このアにおいて「自動車借入契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約(以下このアにおいて「自動車借入契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合</p>

当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ [略]

(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)

第8条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)

第11条 市は、候補者(前条の規定による届

当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ [略]

(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)

第8条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)

第11条 市は、候補者(前条の規定による届

出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が525円6銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。)を超える場合には、当該除して得た金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数の範囲内のもものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が541円31銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。)を超える場合には、当該除して得た金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数の範囲内のもものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

那覇市条例第27号
令和6年3月22日
公 布 濟

那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(令和5年那覇市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(個人番号の利用)</p> <p>第3条 法第9条第2項の規定により条例で定める事務は、市長の事務で次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p><u>(3) 法別表第2の第2欄に掲げる事務</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受ける場合は、この限りでない。</p> <p>4 前2項の規定により市長が特定個人情報を利用して事務を処理した場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。</p> <p>[別表第2 別記]</p>	<p>(個人番号の利用)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p><u>(3) 特定個人番号利用事務</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受ける場合は、この限りでない。</p> <p>4 前2項の規定により市長が特定個人情報(<u>利用特定個人情報を含む。以下この項において同じ。</u>)を利用して事務を処理した場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。</p> <p>[別表第2 別記]</p>
備考	<p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>

付 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。

[改正前 別記]

別表第2(第3条関係)

号	事務	特定個人情報
(1)	[略]	次に掲げる情報であつて規則で定めるもの ア [略] イ 医療保険給付関係情報(法別表第2の1の項の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収若しくは賦課に関する情報をいう。以下同じ。) ウ～コ [略]
	[略]	
(9)	[略]	次に掲げる情報であつて規則で定めるもの ア～ク [略] ケ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保健事業の実施に関する情報 コ～シ [略]
	[略]	
(40)	[略]	次に掲げる情報であつて規則で定めるもの及び法別表第2の26の項の第4欄に掲げる特定個人情報 ア～シ [略]
	[略]	

[改正後 別記]

別表第2(第3条関係)

号	事務	特定個人情報
(1)	[略]	[略] ア [略] イ 医療保険給付関係情報(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収若しくは賦課に関する情報をいう。以下同じ。) ウ～コ [略]
	[略]	
(9)	[略]	[略] ア～ク [略] ケ 国民健康保険法による保健事業の実施に関する情報 コ～シ [略]
	[略]	

(40)	[略]	次に掲げる情報であつて規則で定めるもの及び <u>特定個人番号利用事務(法別表の23の項の下欄に掲げる事務に係るものに限る。)を処理するための利用特定個人情報</u> ア～シ [略]
		[略]

那覇市条例第28号
令和6年3月22日
公 布 濟

那覇市民会館条例を廃止する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市民会館条例を廃止する条例

那覇市民会館条例(1970年那覇市条例第14号)は、廃止する。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

那覇市条例第29号
令和6年3月22日
公 布 濟

那覇市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例

那覇市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第56号)は、廃止する。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

那覇市条例第30号
令和6年3月31日
公 布 濟

那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

(那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和47年那覇市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。</p>

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第2条 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年那覇市条例第50号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の2第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員(同法<u>第243条の2の2第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。)(以下これらを「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 地方自治法<u>第243条の2第1項</u>の条例で定める額は、市長等に係る地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)<u>第173条第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員(同法<u>第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。)(以下これらを「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 地方自治法<u>第243条の2の7第1項</u>の条例で定める額は、市長等に係る地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)<u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲</p>

長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略]	げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略]
--	---

備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

那覇市条例第31号
令和6年3月31日
公 布 濟

那覇市税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する
軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例

(那覇市税条例の一部改正)

第1条 那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(市民税の減免) 第51条 [略] 2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1)～(3) [略] 3 第1項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (固定資産税の減免) 第71条 [略] 2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1)～(5) [略] 3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。	(市民税の減免) 第51条 [略] 2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 <u>ただし、その者が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると市長が認める場合は、この限りでない。</u> (1)～(3) [略] 3 第1項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (固定資産税の減免) 第71条 [略] 2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 <u>ただし、その者が所有する固定資産が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると市長が認める場合は、この限りでない。</u> (1)～(5) [略] 3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

<p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第119条の3 [略]</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p>	<p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第119条の3 [略]</p> <p>2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。<u>ただし、その者が所有又は取得をする土地が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると市長が認め</u> <u>る場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p>
---	---

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年ににおいて生じなかつたものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第2条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第2条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第3条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和六年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び付則第3条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、付則第1条の5第2項、付則第3条第1項、付則第3条の3の2第1項、付則第5条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「法附則第5条の6第2項」とあるのは「法附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「付則第3条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「付則第3条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第3条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額(法附則第5条の8

第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはないものとし、第40条第1項に規定

する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納稅義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納稅通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納稅義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納稅通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税(第1期納期)

から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。)を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例)

第3条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税(第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納稅義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額(付則第3条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。)の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下の項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をい

う。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日

から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年

金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収

対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第3条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額(第1項の規定の適用があるものを除く。)については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納稅義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納稅義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない

場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第3条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。
(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第3条の8 令和7年度分の個人の市民税に

		<p>限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和七年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、付則第1条の5第2項、付則第3条第1項、付則第3条の3の2第1項、付則第3条の4及び付則第5条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>
(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)		(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)
第4条 [略]	第4条 [略]	
2 [略]	2 [略]	
3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項の規定の適用については、 <u>同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに付則第4条第2項」とする。</u>	3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項、 <u>付則第3条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに付則第4条第2項」と、付則第3条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、付則第4条第2項及び」と、前条中「付則第3条の4及び」とあるのは「付則第3条の4、次条第2項及び」とする。</u>	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)		
第6条の2 [略]	第6条の2 [略]	
2~13 [略]	2~13 [略]	
14 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	14 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	
15 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	15 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	
16 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	16 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	
17 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	17 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	
18 法附則第15条第25項第3号ロに規定す	18 法附則第15条第25項第4号ロに規定す	

る設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	る設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
19 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	19 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
20 [略]	20 [略]
<u>21 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u>	<u>21 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</u>
<u>22 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</u>	<u>22 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</u>
<u>23 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</u>	<u>23 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</u>
<u>24 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</u>	<u>24 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u>
<u>25 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u>	<u>25～26 [略]</u>
<u>26～27 [略]</u> (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	<u>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</u>
第6条の3 [略]	第6条の3 [略]
2 [略]	2 [略]
<u>3～6 [略]</u>	<u>3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。</u>
<u>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修住宅</u>	<u>4～7 [略]</u>
	<u>8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修住宅</u>

改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) [略]

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家

改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) [略]

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家

屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) [略]

13 [略]

(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第7条 [略]

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第7条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格

屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) [略]

14 [略]

(土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第7条 [略]

(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)

第7条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格

をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

- 第8条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又

をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失ると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第17条の2第2項に規定する令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地であって、令和8年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

- 第8条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に

は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかるわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかるわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第9条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかるわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかるわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第9条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を

受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

[表 略]

(特別土地保有税の課税の特例)

第11条 付則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(付則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第117条第1号及び第120条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第8条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第117条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38

受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

[表 略]

(特別土地保有税の課税の特例)

第11条 付則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(付則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第117条第1号及び第120条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第8条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第117条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38

	第1項に規定する価格(法附則第11条の5 第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。	第1項に規定する価格(法附則第11条の5 第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。
3～5 [略]	(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)	3～5 [略] (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)
第12条の3 [略]		第12条の3 [略]
2 [略]		2 [略]
3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。		3 [略]
(1)～(4) [略]		(1)～(4) [略]
	(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)	(5) <u>付則第3条の5及び付則第3条の8の規定の適用については、付則第3条の5第1項及び付則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>
第12条の4 [略]		(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)
2 [略]		第12条の4 [略]
3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。		2 [略]
(1)～(4) [略]		3 [略]
	(1)～(4) [略]	(1)～(4) [略]
4 [略]	(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)	(5) <u>付則第3条の5及び付則第3条の8の規定の適用については、付則第3条の5第1項及び付則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>
第13条 [略]		4 [略]
2 [略]		(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)
3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。		第13条 [略]
(1)～(4) [略]		2 [略]
		3 [略]
		(1)～(4) [略]

	(5) <u>付則第3条の5及び付則第3条の8の規定の適用については、付則第3条の5第1項及び付則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第14条 [略] 2~4 [略] 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)~(4) [略]	(5) <u>付則第3条の5及び付則第3条の8の規定の適用については、付則第3条の5第1項及び付則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第14条 [略] 2~4 [略] 5 [略] (1)~(4) [略]
	(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第14条の2 [略] 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)~(4) [略]	(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第14条の2 [略] 2 [略] (1)~(4) [略]
	(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第15条 [略] 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)~(4) [略]	(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第15条 [略] 2 [略] (1)~(4) [略]

		<p><u>第1項及び付則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p>
(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)	(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)	
第15条の2 [略]	第15条の2 [略]	
2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	2 [略]	
(1)～(4) [略]	(1)～(4) [略]	
		<p><u>(5) 付則第3条の5及び付則第3条の8の規定の適用については、付則第3条の5第1項及び付則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p>
3～4 [略]	3～4 [略]	
5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	5 [略]	
(1)～(4) [略]	(1)～(4) [略]	
		<p><u>(5) 付則第3条の5及び付則第3条の8の規定の適用については、付則第3条の5第1項及び付則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第15条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p>
(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)	(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)	
第15条の3 [略]	第15条の3 [略]	
2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	2 [略]	
(1)～(4) [略]	(1)～(4) [略]	
		<p><u>(5) 付則第3条の5及び付則第3条の8の規定の適用については、付則第3条の5第1項及び付則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p>
3～4 [略]	3～4 [略]	

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) [略]	5 [略] (1)～(4) [略] <u>(5) 付則第3条の5及び付則第3条の8の規定の適用については、付則第3条の5第1項及び付則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第15条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>
6 [略] (東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) 第17条 [略]	6 [略] (東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) 第17条 [略]
2 法附則第56条第11項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第24条第12項第2号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) [略] (2) 法附則第56条第11項の規定の適用を受けようとする家屋(次号において「特例適用家屋」という。)の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積(法附則第15条の8第3項又は第5項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、 <u>付則第6条の3第3項第2号又は第5項第2号</u> に掲げる事項) (3) 特例適用家屋を取得した年月日(法附則第15条の6第1項若しくは第2項又は法附則第15条の8第3項から第5項までの規定の適用を受けようとする場合にあっては、 <u>付則第6条の3第1項第3号、第2項第3号、第3項第3号又は第4項第3号</u> に掲げる事項) (4)～(6) [略]	2 [略] (1) [略] (2) 法附則第56条第11項の規定の適用を受けようとする家屋(次号において「特例適用家屋」という。)の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積(法附則第15条の8第3項又は第5項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、 <u>付則第6条の3第4項第2号又は第6項第2号</u> に掲げる事項) (3) 特例適用家屋を取得した年月日(法附則第15条の6第1項若しくは第2項又は法附則第15条の8第3項から第5項までの規定の適用を受けようとする場合にあっては、 <u>付則第6条の3第1項第3号、第2項第3号、第4項第3号又は第5項第3号</u> に掲げる事項) (4)～(6) [略]
3 [略]	3 [略]
4 法附則第56条第14項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属	4 [略]

<p>する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第24条第12項第4号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法附則第56条第14項の規定の適用を受けようとする家屋(次号において「特例適用家屋」という。)の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積(法附則第15条の8第3項又は第5項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、<u>付則第6条の3第3項第2号又は第5項第2号</u>に掲げる事項)</p> <p>(3)～(6) [略]</p>	<p>(1) [略]</p> <p>(2) 法附則第56条第14項の規定の適用を受けようとする家屋(次号において「特例適用家屋」という。)の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積(法附則第15条の8第3項又は第5項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、<u>付則第6条の3第4項第2号又は第6項第2号</u>に掲げる事項)</p> <p>(3)～(6) [略]</p>
--	--

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部改正)

第2条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例(昭和47年那覇市条例第79号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(税率)</p> <p><u>第2条 特例法第2条に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属、家族、契約者又は軍人用販売機関等(以下「合衆国軍隊の構成員等」という。)の所有する原動機付自転車、軽自動車及び2輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)に対して課する種別割の税率は、那覇市税条例第82条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽自動車に対し、1台につき、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 原動機付自転車 年額 500円</p> <p>(2) 軽自動車 4輪以上のもの 年額 3,000円</p>	<p>(納期)</p> <p><u>第2条 特例法第2条に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属、家族、契約者又は軍人用販売機関等(以下「合衆国軍隊の構成員等」という。)の所有する原動機付自転車、軽自動車及び2輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)に対する種別割の納期は、4月1日から同月30日までとする。ただし、市長は、特別の事情がある場合において、これと異なる納期を定めることができる。</u></p>

3輪又は2輪のもの 年額 1,000円

(3) 2輪の小型自動車 年額 1,000円

(徴収の方法)

第3条 合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する種別割は、那覇市税条例第85条及び地方税法第463条の18第1項の規定にかかわらず、この条例の定めるところにより証紙徴収の方法によって徴収する。

2 合衆国軍隊の所有する軽自動車等のうち、専ら合衆国軍隊以外のものが使用するもので特例法第4条第2項の規定により当該使用者に対して課する種別割の徴収についても前項の方法による。

(証紙徴収の手続)

第4条 前条に規定する軽自動車等に対する種別割の納税義務者は、毎年4月中において那覇市の発行する証紙を購入して当該種別割を払い込まなければならない。

2 前項の場合において、種別割の納税義務は、購入した証紙に納税済みの検印を受けたときに完了するものとする。

(徴収の方法)

第3条 合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する種別割は、那覇市税条例第85条及び地方税法第463条の18の規定にかかわらず、この条例の定めるところにより普通徴収又は証紙徴収の方法によって徴収する。

2 合衆国軍隊の所有する軽自動車等のうち、専ら合衆国軍隊以外のものが使用するもので特例法第4条第7項の規定により当該使用者に対して課する種別割の徴収についても前項の方法による。

3 前2項の規定により軽自動車税の種別割を普通徴収の方法により徴収しようとする場合において納税者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前10日までに納税者に交付しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定により軽自動車税の種別割を証紙徴収の方法により徴収しようとする場合には、納税者に本市が発行する証紙をもってその税金を払い込ませなければならない。この場合においては、軽自動車税の種別割を納付する義務が発生することを証する書類に、証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後納税済印を押すことにより、証紙に代えることができる。

(証紙徴収の手続)

第4条 前条第1項又は第2項に規定する軽自動車等に対する種別割の納税義務者は、前条第4項の証紙により当該種別割を払い込まなければならない。

2 前項の場合において、種別割の納税義務は、前条第4項の証紙に納税済みの検印を受けたときに完了するものとする。

(税率)

第5条 合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対して課する種別割の税率は、那覇市税条例第82条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽自動車等に対

第5条 [略]	<p>し、1台につき、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車 年額 500円</p> <p>(2) 軽自動車</p> <p>ア 4輪以上のもの 年額 3,000円</p> <p>イ 3輪又は2輪のもの 年額 1,000円</p> <p>(3) 2輪の小型自動車 年額 1,000円</p>
第6条 [略]	

備考

- 1 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。
- 2 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(固定資産税に関する経過措置)
- 2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の那覇市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和2年4月1日から令和6年3月31までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成29年4月1日から令和6年3月31までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

那覇市条例第32号
令和6年3月31日
公 布 濟

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険税条例(昭和47年那覇市条例第91号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(課税額) 第2条 [略] 2 [略] 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>22万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>22万円</u> とする。 4 [略] (保険税の減額等) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号ア及びイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号ウ及びエに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>22万円</u> を超える場合には、 <u>22万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号才及びカに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) [略] (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得	(課税額) 第2条 [略] 2 [略] 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>24万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>24万円</u> とする。 4 [略] (保険税の減額等) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号ア及びイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号ウ及びエに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>24万円</u> を超える場合には、 <u>24万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号才及びカに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) [略] (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得

者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ [略]

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ [略]

2～4 [略]

者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ [略]

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ [略]

2～4 [略]

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 改正後の那覇市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

